

許斐鷹介関係文書について

北村, 慶子
福岡県文化会館図書部

<https://doi.org/10.15017/13603>

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 5, pp.65-66, 1975-06-25. エネルギー史研究会
バージョン :
権利関係 :



許斐鷹介関係文書について

北 村 慶 子

加藤(守)家は筑前国鞍手郡上境村の庄屋、副戸長を勤めた家で、同家の文書のうちに含まれる許斐鷹介関係文書は、新手炭坑譲渡の際における関係資料と思われる。

資料総数四二点でその内訳は、官有地借地・一時使用願など六点、仮坑区券・仮坑区許可証・鉱業特許証書換願など七点、新手坑経営、經理関係二一点、書簡七点、坑区図四枚である。詳細は『九州石炭礦業史資料目録』第一集を参照されたい。

明治十二年六月一日の「仮坑区券」(写)によると、新手坑の坑区は遠賀郡中間村、楠橋村、鞍手郡下大隈村(選定坑区官民地)のうち石炭場二六万二七九四坪(坑区税五万坪ニ付金五拾錢)であり、坑主は許斐鷹介、古田彦三郎である。「石炭礦増区並合併願ニ付身元調査」(明治二十二年三月)によれば許斐鷹介の所有財産は(一)所有地反別三町四反老畝拾壹歩(地価一一一八円)、(二)所有建物並諸器械及び諸器具等見積価格五万円、(三)現金四万五千円とある。

『筑豊炭礦誌』によると、許斐鷹介は嘉永二年(一八四九)十一月、鞍手郡下境村に生れ、明治十二年(一八七九)直方の多賀神社の神官となり、公立鞍手中学校の幹事を兼ねた。のち、炭坑経営に転じ、下境村外三ヶ村の借地許可を得て鉱業着手の素地をつくった。

明治十六年頃親戚と共同出資により新手炭坑を開鑿し、二十二年頃から出炭、その後第一、第二新手・藤棚・本洞(一々六坑)坑を開鑿した。

新手炭坑は明治廿四年の夏の洪水のため道元の堤防決潰のため坑内に入水し、事業不振におちいり、ついに九州炭鉱株式会社に譲った。

新手坑経営関係資料としては「採炭請負約定書」・「川髷借用証券」・「切符交換帳」などがあり、当時の炭坑経営の一端がうかがえる。「採炭請負約定書」によると、坑主は借区税その他地主に係る諸税、諸弁米、諸器械の新調費用等を負担し、請負者は諸器械費、並びに坑内大小仕操及揚水、坑木、その他川髷積込みまでの一切の費用を負担することとある。

収益金は大体坑主と請負者が折半の割合のようである。

炭価	六円以上	請負者渡金	三円廿錢
〃	七円以上	〃	三円五十錢
〃	八円以上	〃	三円八十錢
〃	九円以上	〃	四円

となつてゐる。

「川髷借用証券」によると、川髷(長サ四丈三尺、横八尺、深サ三尺九寸)老艘につき年間借料米三俵となつてゐる。

書簡の七通のうち、二通は新手坑再建のため上京、金策中の許斐鷹介が新手炭坑事務所、古田彦三郎氏等に宛てたもので、当時の彼の奔走、周旋の様子がよくわかる。他の五通は麻生太吉氏との金融取引関係のものである。

明治二十七年七月の「許斐鷹介氏と(加藤仁八郎外組合六人)分離ニ付決議録及約定書」(写)によると、新手・藤棚・林口・猿田の四坑区は、はじめ九州炭礦会社に譲与することに示談していたが、解約することに決定し、負債の防禦策を立て、新手組合と許斐鷹介の負債分担を決議し、この決議にもとずき許斐鷹介は新手炭坑の権利を放棄

している。

なお『筑豊炭鉱誌』によると、明治三十年頃の許斐は、本洞炭坑・道手炭坑を経営し新手法炭坑は九州炭礦株式会社、藤棚は長谷川芳之助が坑主となつてゐる。

許斐鷹介の炭礦経営関係資料が加藤家に保存されているのは、当時の加藤家の当主加藤仁八郎が新手法炭礦組合に参加し、出資していた関係からと思われる。

佐賀新聞大正期炭坑記事(一)

町田 保次

大正三年五月六日

岩石にて圧死 東松浦郡厳木村大字浪瀬岸田安太郎(四五)は去る二日坑内採掘従事中、午後一時頃俄然坑口の岩石墜落し 全身圧迫されて即死をとげたりと。

大正三年五月六日

無届にて科料五円 杵島郡北方村杵島炭坑在住の渡辺寅之助(二七)は明治四十二年徴収補充兵役なるが岡山県岡山市桶屋町の原籍地を無断に飛び出し、神戸市や長崎県下の松浦炭坑等を徘徊し、去月十七日現在所に来り其のまま届けも出さざるにぞ昨日科料五円に処せられたり。

大正三年五月八日

無届で科料五円 杵島郡北方村杵島炭坑々夫桑野光蔵(二七)といふは陸軍補充兵なるが原籍地大分県日田郡中津口村合瀬を出発し熊本県白川電気会社及び当佐賀電気会社に雇はれ、其の後去月一日現在の

所に来り居れるも其の筋に届出でをなさざりしより昨日科料五円に処せらる。

大正三年五月九日

陸軍補充兵検査さる 杵島郡錦江村戸ケ里の立蔵万蔵(三〇)及び長崎県東彼杵郡佐世保村横尾の宮地亀市(二五)の兩人は何れも陸軍補充兵なるに無断にて杵島郡北方村杵島炭坑に出稼ぎして十四日以上経ても其の筋に届出でざりしかは昨日其筋に検査されたり。

大正三年五月十二日

坑夫の惨死 西松浦郡東山代村大字川内野実松炭坑々夫藤田光太郎(二七)は去る九日午前八時三十分頃より入坑し、採炭従事中盤石墜落し、無惨の即死を遂げたりと

大正三年五月十七日

坑夫の即死 東松浦郡北波多村大字岸山芳谷炭坑々夫大隈勝次(二二)は、去十四日午後三時二十分頃坑内新坑道右一片又六〇号切歯に於て採炭事業に従事中、天井の硬石墜落し、即死を遂ぐ。

(一〇一頁へ続く)